防衛省職員（非常勤隊員）募集案内

陸上自衛隊信太山駐屯地業務隊では、非常勤隊員を募集します。（※自衛官の募集ではありません。）

１　受付期間

令和８年１０月１日（木）～令和８年１０月２０日（火）

（受付時間：平日９時～１２時、１３時～１６時。**土日祝日を除く）**

※１　応募者多数の場合は、繰り上げて締め切る場合があります。

※２　郵送の場合　：令和８年１０月２０日（火）１６時必着

※３　駐屯地へ書類受領・持参の場合：平日９時～１２時、１３時～１６時（土日祝日を除く。）

２　採用職種・採用予定期間・勤務日数

採用職種（募集人員）	採用予定期間	勤務日数
非常勤隊員 郵　政　業　務：１名	**令和９年１月１日 ～ 令和９年３月３１日**	６０日以内 （平日を基準）

３　採用（勤務）予定先

採用（勤務先）部隊名	住　所
陸上自衛隊 信太山駐屯地業務隊	〒５９４－８５０２ 大阪府和泉市伯太町官有地 （℡0725-41-0090　（内線 427））

４　応募資格

次のいずれかに該当する者は受験資格がありません。

(1) 日本の国籍を有しない者

(2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

(3) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

(4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(5) 平成１１年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

５　勤務内容

職名 （採用人数）	主な業務内容	必要資格等
郵政業務 （１名）	１　郵政業務（郵便物の授受、料金、切手の扱い及び宅配便の授受） ２　外来業務（外来宿舎管理及び宿泊に関する調整） ３　廃棄物処理業務 ４　１～３の他、指示する業務	パソコン操作（ワード、エクセル、パワーポイント等）ができること（※資格は不問）

６　採用試験

(1)　試験

種　目	内　　容	時　間
面接試験	人物、対人的能力及び知識などについて （面接官：３人）	１５分～ ２０分

(2)　試験予定日及び試験場所

試験予定日時	試　験　場　所
令和８年１１月４日（水） １１月５日（木） １１月６日（金）　のうち指定する日 **（８時３０分～１７時の間）**	陸上自衛隊 信太山駐屯地

※当日の悪天候により、予定時間変更・延長する場合があります。
※受験者用の駐車場はございませんので、公共交通機関等をご利用ください。

７　応募要領等

提出書類	提出数	応募票請求先及び提出先
非常勤隊員応募票（※定型）	２部	〒５９４－８５０２ 大阪府和泉市伯太町官有地 陸上自衛隊信太山駐屯地業務隊 総務科 非常勤採用担当： 西田（にしだ） ℡0725-41-0090　（内線 427）
履歴書（※定型）	１部	
最終学歴（義務教育除く）の 卒業証書写し又は修業証明書 （受付期間に間に合わない場合は、 試験時提出でも可）	１部	
応募を希望する各業務における 「必要資格等」に示した資格証（認定証等）の写し	１部	
返信用封筒 （１１０円切手貼付、本人宛先明記）	１部	

(1)　非常勤隊員応募票の郵送希望者は、返信用封筒（Ａ４サイズ対応）を同封してください。※封筒（角型２号 240 ㎜×332 ㎜、宛先明記、１８０円切手貼付　）またはレターパック）
(2)　事務官等応募票に所要事項を自筆記入し、写真（６ヶ月以内に撮影した、脱帽・上半身・正面向きのもの。）を貼付してください。
(3)　非常勤隊員応募票により応募した方に、「選考採用試験通知書」（受験票に代わる書面です）を郵送しますが、**令和８年１０月３０日（金）**までに到着しない場合は、上記問合せ先までご連絡下さい。
(4)　現（元）自衛隊員等（事務官、技官を含む。）の場合は、現（元）所属部隊等名、官名・階級（級）、認識（個人）番号、在職期間（分かれば年月日まで）を事務官等応募票の職歴欄とは別に資格免許等欄にも記入してください。
(5)　頂いた応募書類は、お返しできませんのでご了承ください。

８　試験結果通知及び採用予定日

(1)　令和８年１２月中旬～下旬頃、受験者全員に書面にて通知します。
　　なお、**合否についてのお問合せには一切応じません。**
(2)　採用予定日
　　令和９年１月１日（金）

９　採用後の処遇等

(1)　身　分

陸上自衛隊に勤務する非常勤隊員（期間業務隊員）

(2)　給与等

ア　日給・通勤手当

項　目		内　　容
賃金	日　　給	８，７３８円～１２，２９０円 （過去の学歴・職務経験を加算の上決定します）
	地域手当	各地域の支給割合を適用（日給に加算して支給）
	期末手当	６月及び１２月に支給（常勤職員と同様の支給基準）
	勤勉手当	６月及び１２月に支給（常勤職員と同様の支給基準）
	通勤手当	１　交通機関等利用者 上限額（月額１５０，０００円）を設定して支給 ２　自動車等利用者 上限額（月額３１，６００円）を設定して支給 **※ 信太山駐屯地は、自動車（四輪）や自動２輪での通勤は距離制限がありますので、希望される方は予めお問合せ下さい。**

イ　退職金

採用日より６ヶ月以上（月１８日以上勤務）継続勤務した場合、退職金が支給されます。（国家公務員退職手当法の適用）

10　人事管理等

(1)　就業時間

ア　勤務時間：平日８時１５分～１７時（７時間４５分、昼休憩:１２時～１３時）

イ　休養日：土曜、日曜、祝日

(2)　休　暇

一定期間（６ヶ月間以上）勤務した場合、年次休暇（１０日）が付与されます。また、有給休暇（夏季３日、私傷病等）のほか、無給休暇が規則に応じて付与されます。

(3)　採用後の人事管理については、防衛省の方針によります。

(4)　採用後

ア　加入保険等

厚生年金保険（日本年金機構加入）、健康保険（防衛省共済組合加入）、雇用保険の対象となります。

イ　雇用保険について

採用後６ヶ月間対象となります。なお、６ヶ月以上勤務した場合は、国家公務員退職手当が支給されるため、保険適用除外となります。

ウ　法令遵守

採用された場合、隊員として法令の定めに従うことを要求されます。（一例：政治的行為の制限等）

11 その他

(1)　本試験に係る費用（通信費、宿泊費用、駐車費用、旅費、飲食費、マスク等防疫購入費用等）について一切支給いたしません。

(2)　不明な点は、信太山駐屯地業務隊までお問い合わせ下さい。